

# 神栖済生会新病院整備基本計画策定支援業務委託仕様書

## 1 業務名

社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団済生会 神栖済生会新病院整備基本計画策定支援業務

## 2 業務の目的

神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合に伴う新病院等整備のための基本構想（以下「基本構想」という。）を踏まえ、新病院構想（本院）を具体化するための基本計画策定の支援を行う。

## 3 履行期間

契約締結の日から 6 か月間

## 4 履行場所

茨城県神栖市知手中央 7 丁目 2 番 45 号 神栖済生会病院

## 5 業務の内容

### (1) 新病院の診療機能等の具体化

ア 神栖市地域の医療環境や将来も見据えた患者動向など「新病院の診療機能・規模の具体化」のための検討材料をまとめること。

イ 基本構想で示された目指す姿や期待される役割、新病院の基本方針、診療科、病床構成、病床数等を踏まえつつ、新たな提案も含め、基本計画において新病院に求められる診療機能・規模等を具体化すること。

### (2) 部門別基本計画の策定

部門別ヒアリング等を通じて、各部門の基本方針、運用計画、配置計画（患者・職員動線）、必要諸室、必要設備について確認を行い、部門別基本計画を策定すること。

### (3) 施設整備計画の策定

新病院整備手法の検討、土地利用計画、施設の配置計画、新病院の概算面積の算出等を行い、施設整備計画を策定すること。

### (4) 事業収支計画の策定

新病院整備に必要となる建築整備費、医療機器整備費、医療情報システム整備費、その他必要となる経費等の概算イニシャルコストを設定して、詳細な事業収支計画（シミュレーション）を策定し、事業の安全性等を検証すること。

### (5) 各種会議等の開催支援

新病院建設に係る各種会議・WG 等について、必要に応じ参加する他、会議資料の作成・準備や議事録の作成等、各種会議・WG 等の開催を支援すること。

## 6 業務の実施条件

(1) 業務の遂行にあたって、受注者は発注者と十分な連絡を保ち、処理方針について発注者の指示及び承諾を受けるものとする。

(2) 業務の遂行にあたって、関係法令及び適用基準等を遵守しなければならない。

(3) 業務の遂行には、医療行政、病院整備及び運営に関し、高度な情報収集力、分析力を要するため、受託者は相当な知識と技術を有するスタッフを配置しなければならない。

- (4) 発注者は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (5) 本業務の遂行によって生じる権利は、発注者に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (7) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に発注者の承認を得るものとする。

## 7 成果品

- (1) 成果品  
成果品は、基本計画の他、各種会議等・調査資料及び会議録とする。
- (2) 成果品の提出期限  
業務が完了したときは、上記(1)の成果品を発注者が指定する日までに提出すること。
- (3) 成果品の提出方法  
本業務の成果品は、業務完了報告書及び次のとおり簿冊等にまとめ提出すること。
  - ① 作成した基本計画及び関連資料等を簿冊にまとめたもの 30部
  - ② 上記資料等のデータを収録した記憶媒体(CD-R等) 1部
- (4) 成果品の帰属  
成果品の著作権は、発注者に帰属する。成果品の第三者への提供及び内容の転載は、発注者の許諾を得ること。

## 8 工程表の提出

- (1) 受託者は、契約締結交渉の際に次の書類を提出し、発注者の承諾を受けるものとする。
  - ① 工程表
  - ② 担当職員一覧
  - ③ その他、発注者が必要に応じて指定する書類
- (2) 受注者は、上記に定める書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で報告し、承諾を受けるものとする。

## 9 検査

- (1) 本仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検査の合格をもって業務の完了とする。
- (2) 成果品に瑕疵があることが判明した場合、受託者は直ちに訂正、補足、その他必要な措置を取らなければならない。業務が完了し、引き渡し後であっても同様とする。
- (3) 検査及び訂正等の措置に係る費用は、受託者の負担とする。

## 10 その他

- (1) 本業務において必要な資料は、発注者と調整したうえで収集するものとする。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、発注者と受託者協議のうえ決定するものとする。